

(資料 2 4) 独立行政法人国立環境研究所廃棄物管理規程

平成 1 4 年 1 2 月 2 4 日 規程第 7 7 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）において発生する廃棄物、実験廃水等の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物
- (2)循環資源 廃棄物及び研究所の業務に伴い副次的に得られた物品のうち有用なもの
- (3)実験廃水 実験施設における研究活動に伴って発生する廃水
- (4)廃棄物等 前 3 号のいずれかに該当するもの

2 この規程において「ユニット長」とは、独立行政法人国立環境研究所職務権限規程第 1 6 条に規定するユニット長をいう。

(他の法令、規程との関係)

第 3 条 研究所における廃棄物等の管理については、この規程によるもののほか、廃棄物処理法その他の関係法令及び研究所の関係規程の定めるところによる。

(研究所・職員の責務)

第 4 条 研究所及び職員は、循環型社会形成推進基本法（平成 1 2 年法律第 1 1 0 号）の基本理念にのっとり、かつ、本規程に定める事項を遵守し、研究所における廃棄物等の発生をできる限り抑制するとともに、循環資源の循環的な利用及び廃棄物等の適正な処分を推進しなければならない。

第 2 章 責任体制

(理事長)

第 5 条 理事長は、研究所における廃棄物等の管理を総理する。

(廃棄物総括管理責任者)

第 6 条 研究所における廃棄物等の管理業務を適切かつ円滑に行うため、研究所に廃棄物総括管理責任者を置くこととし、総務部長をもって充てる。

2 廃棄物総括管理責任者は、研究所における廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び廃棄物等の適正な処分を推進するために必要な啓発及び連絡調整を行うとともに、廃棄物等の処分（外部委託によるものを含む。）が適切に行われるよう指揮監督しなければならない。

（特別管理産業廃棄物管理責任者）

第7条 理事長は、廃棄物処理法第12条の2第6項に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を指名するものとする。

- 2 特別管理産業廃棄物管理責任者は、廃棄物総括管理責任者の職務のうち特別管理産業廃棄物の管理に係るものを分掌するとともに、研究所内に保管中の特別管理産業廃棄物の種類及び量を把握する等により特別管理産業廃棄物の適正な管理を行わなければならない。

（ユニット長）

第8条 ユニット長は、その所掌する組織及び施設において発生する廃棄物等の発生の抑制、再使用の推進に努めるとともに、当該廃棄物等が適切に分別され、指定された場所に搬出されることを確保するため、職員に対する指導、啓発その他必要な措置を講じなければならない。

（廃棄物管理専門委員会）

第9条 研究所における廃棄物等の管理に関する重要事項について、理事長の諮問に応じ調査審議し、及び理事長に意見具申するため、環境管理委員会の下に廃棄物管理専門委員会を置く。

- 2 廃棄物管理専門委員会は、廃棄物等の管理について専門的知見を有する役職員の中から理事長が指名する者をもって組織する。

第3章 廃棄物等の処理

（廃棄物等の分別、搬出、保管）

第10条 職員は、別表に定めるところにより、廃棄物等を分別し、必要に応じて洗浄、梱包、表示その他の措置を講じた上で、指定された場所まで搬出しなければならない。

- 2 廃棄物等の搬出及び保管に当たっては、廃棄物等の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を生じることのないよう適切な措置を講じなければならない。
- 3 特に留意して取り扱わなければならない実験系廃棄物等については、別に定める取扱要領に従って、分別、保管等を行うものとする。

（廃棄物等の処分）

第11条 廃棄物等の処分に当たっては、関係法令の規程を遵守し、環境保全上の支障を生じることのないよう適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究所における廃棄物処理施設の管理は、別に定める廃棄物処理施設管理要領に従って行うものとする。

（外部委託処理）

第12条 廃棄物等の処理を外部に委託して行う場合には、委託の対象となる業者の許可証及び処理施設等を確認した上で、収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ契約を締結するとともに、廃棄物処理法第12条の3第1項の規定に基づく産業廃棄物管理票を作成し、当該委託処理業者に交付しなければならない。

- 2 委託処理業者から返送された産業廃棄物管理票の写しは、廃棄物処理法第12条の3第5項の規程に基づき、5年間保存しなければならない。

- 3 廃棄物総括管理責任者は、委託処理業者から産業廃棄物管理票の写しが返送されない場合その他委託した廃棄物の処理が適正に行われていないおそれがあると認められる場合には、当該委託処理業者に対して調査・確認を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（管理簿の作成）

第13条 廃棄物総括管理責任者は、研究所における廃棄物の処理に関する業務を適切に管理するため、事務担当者に命じ、次の各号に掲げる事項を記載した管理簿を作成し、5年間保存しなければならない。

- (1) 研究所の廃棄物処理施設で処分した廃棄物の種類毎の処分年月日、処分量、処分方法
- (2) 廃棄物処理業者に委託して処理した廃棄物の種類毎の委託年月日、委託量、運搬業者名、処分業者名、処分方法

（実験廃水処理施設の管理）

第14条 研究所における実験廃水処理施設の管理は、別に定める実験廃水処理施設管理要領に従って行うものとする。

第4章 その他

（放射性廃棄物の取扱い）

第15条 放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物の処理については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第21条第1項の規程に基づく独立行政法人国立環境研究所放射線障害予防規程の定めるところによるものとする。

（核燃料物質の取扱い）

第16条 核燃料物質及びこれによって汚染された廃棄物の処理については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第56条の3第1項の規定に基づく保安規程の定めるところによるものとする。

（本構外の実験施設等）

第17条 本構外の実験施設等において発生する実験系廃棄物は、原則として全て本構内に持ち帰り処理するものとする。

（細則）

第18条 この規程に定めるもののほか、廃棄物等の管理に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成14年12月24日から施行する。

廃棄物の区分

別表

区 分			具体例	排出場所	留意事項		
循環資源	古 紙	上質紙	コピー用紙、コンピューター用紙等	回収ボックス			
		雑用紙	週刊誌、月刊誌、広告、雑用紙等				
		新聞紙	新聞紙				
		ダンボール	ダンボール				
	ペットボトル		ペットボトルのみ			持ち運べる程度の大きさに荷ひも等で縛る	
	アルミ缶		アルミ缶のみ			内容物を空にしキャップを外し、水洗いをする	
	金属くず		金属製品・スチール缶等			内容物を空にする	
	空き瓶		ジュース・ビール・ワインなどの空き瓶等			金属類とプラスチック類の混合物は出来るだけ素材別に区分する	
	ガラス屑		ガラス器具、試薬瓶等			内容物を空にし、水洗いをする	
	電池類		電池・バッテリー等			試験瓶等については十分に洗浄する	
	蛍光灯		蛍光灯・電球等				
	家 電		テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機の4品目				
	プリンター用トナーカートリッジ			循環・廃棄物研究棟 南側屋外階段裏	可能な限りメーカー別に分ける		
	廃プラスチック類		プラスチック・ゴム製品等	回収ボックス			
その他資源化物		コンピューター等	廃棄物処理センター				
廃棄物	実験系廃棄物	遺伝子組換え体を含む廃棄物		国立環境研究所組み換えDNA実験安全規則の定めるところによる			
		化学物質管理区域廃棄物		国立環境研究所化学物質管理区域利用要領の定めるところによる			
		敷き床		動物飼育に使用した敷き床	別に定めるところによる	(国立環境研究所動物 ・ 実験棟施設管理・運営規則との整合性に留意)	
		実験動物		動物屠体・臓器等	〃		
		感染性廃棄物		注射針・メス等の鋭利なもの血液・血液製剤等の液状又は泥状のもの	別に定めるところによる		
		廃試薬		不要となった試薬等	別に定めるところによる	(国立環境研究所化学物質管理規定との整合性に留意)	
		実験固形物		実験で使用した土石類、貝類、汚泥類	廃棄物処理センター		
		実験廃液	無機系	水銀系	水銀の化合物を含む廃液	中間ステーション	別に定めるところによる
				重金属系	クロム、鉛、カドミウム、ヒ素、アンチモン、銅、マンガン、鉄、亜鉛等の重金属化合物を含む廃液		
				廃酸			
				廃アルカリ			
				シアン系	シアン化合物を含む廃液		
				フッ素系	フッ素化合物を含む廃液		
				有機混合系	有機金属化合物等廃液		
			有機系	一般有機溶媒類	一般有機溶媒類(アルコール、エステル、有機酸、ケトン、エーテル、ベンゼン、アルデヒド、ヘキサン、アルキルベンゼン、キシレン等)		
		含硫黄有機溶媒		二硫化炭素、メルカプタン、アルキルサルファイド等			
		含ハロゲン有機溶媒		四塩化炭素、クロロホルム、ハロゲン化ベンゼン等(ただしPCBを除く)			
		一般廃油		灯油、重油、機械油、潤滑油、グリス、切削油、動植物油脂等			
		高燃焼性廃油		揮発油、ガソリン、軽油、重油等			
	その他	不燃物		一般・特殊個体焼却炉からの焼却灰等	回収ボックス		
		可燃物		紙くず、繊維くず、生ゴミ、茶殻、木くず、植物等	回収ボックス		
実験廃水	特殊実験廃水		特殊実験排水処理施設に接続された廃水		器具(試薬瓶等)に付着した残留物は4回目以降の洗浄水を対象とする		
	一般実験廃水		それ以外の実験廃水				

本表は、実験系廃棄物等の取扱要領の策定に合わせ必要な見直しを行う。